

1 水質検査の実施時期

営業許可申請書等に添付する水質検査の結果を証する書類は、消毒装置を設置している場合は1年以内のもの、消毒装置を設置していない場合は1カ月以内のものであること。

2 水質検査の方法

食品取扱施設内の給水栓から採水した、施設で使用する水について実施すること。

3 検査項目

水質検査に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する次の11項目について、基準に適合していることを確認すること。

- (1) 一般細菌
- (2) 大腸菌
- (3) 亜硝酸態窒素
- (4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- (5) 塩化物イオン
- (6) 有機物(全有機炭素(TOC)の量)
- (7) pH値
- (8) 味
- (9) 臭気
- (10) 色度
- (11) 濁度

4 検査機関

水質検査は次のいずれかに該当する機関において行うこと。

- (1) 国公立の衛生検査機関
- (2) 水道法（昭和32年法律第177号）第20条第3項の規定に基づき厚生労働大臣の登録を受けた検査機関
- (3) 法第33条第1項の規定に基づき厚生労働大臣の登録を受けた検査機関
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定に基づき、建築物における飲料水の水質検査を行う事業者として登録された機関